

「農業によるメンタルヘルスケア推進事業」公募要項

1 目的

この要項は、農業によるメンタルヘルスケア推進事業実施要領に規定するコーディネーター機関の補助候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

なお、本事業は、和歌山県議会令和4年2月定例会において、本事業に係る令和4年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更する場合がある。またその場合、県は責を負わないものとする。

2 補助事業名

農業によるメンタルヘルスケア推進事業

3 補助事業内容

農業によるメンタルヘルスケア推進事業実施要領のとおり

4 補助期間

農業によるメンタルヘルスケア推進事業補助金交付決定日から令和5年3月31日までとする。

5 補助上限額

6の圏域において、1補助候補者を選定し、上限8,500千円とする。

【内訳】

1. 区分	2. 補助対象経費	3. 補助率	4. 上限額
人件費	【補助事業に要する経費のうち次に掲げる経費】 俸給、諸手当、賃金及び法定福利費	10/10 以内	5,000千円※
物件費	【補助事業に要する経費のうち次に掲げる経費】 消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、使用料及び賃借料	10/10 以内	1,000千円

※ ただし、補助事業により回復支援を受ける者（以下「利用者」という。）の数が1日当たり10人を超える日が、1か月の間で10日以上に及び、それに伴って新たに職員を雇用した場合は、上記の人件費の上限額に2,500千円（上限額）を加算することができるものとする。

6 実施圏域

紀中圏域（有田市、湯浅町、広川町、有田川町、御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町）

7 補助候補者の選定方法

農業によるメンタルヘルスケア推進事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、提案者によるプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、6の紀中圏域において1補助候補者を選定する。

8 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はその関係者（以下、「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
 - イ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - ウ 暴力団等に対する資金等供給又は便宜の供与を行っている者
 - エ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
 - オ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者
 - カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る者を含む）
- (6) 和歌山県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

- (7) メンタルヘルスケアの経験がある県内に住所を有する個人又は県内に事業所若しくは事務所を有する法人その他の団体であること。
- (8) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が判断する者

9 スケジュール

- (1) 応募申込期間 令和4年2月16日(水)～令和4年3月16日(水)
- (2) 質問受付期間 令和4年2月16日(水)～令和4年3月1日(火)
- (3) 評価委員会の開催日 令和4年3月29日(火)(予定)
- (4) 評価結果の通知日 評価委員会の翌日以降速やかに行う

10 提出書類及び部数

以下の書類をもって構成し、正本1部、副本4部を提出すること。

- (1) 正本、副本双方に添付するもの
 - ア 応募申込書(様式1)
 - イ 収支見込書(様式2)
 - ウ 企画提案書(任意様式)
 - エ 提案者の概要がわかるもの(任意様式)
- (2) 正本のみに添付するもの
 - ア 委任状(様式3)(提出事業者が本社でない場合は提出)
 - イ 誓約書(様式4)

11 提出方法及び提出先

- (1) 提出方法
次の(2)への直接持参又は郵送
- (2) 提出先
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
- (3) 受付期間
令和4年2月16日(水)～令和4年3月16日(水)午後5時必着
直接持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時
- (4) 注意事項
 - ア 6の実施圏域において、1団体が複数件の企画提案書を提出することはできない。複数件の企画提案書が提出された場合、その圏域における企画提案の全てを無効とする。
 - イ 提出された企画提案書等はその事由の如何に関わらず、変更又は取消はできない

ものとする。

ウ 8に掲げる参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等は無効とする。

エ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しないものとする。

オ 企画提案書は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ 企画提案書等の作成及び提出に要する費用については、提案者の負担とする。

キ 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。

1.2 企画提案書作成に関する質問について

以下の手順により受け付ける。

(1) 受付期間

令和4年2月16日(水)～令和4年3月1日(火)午後5時まで(必着)

(2) 質問方法

次の(3)により、書面又は電子メールにより提出すること。

※電子メールの送信先 e0404001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 質問様式

様式5

(4) 留意事項

他の応募者からの提案書提出状況や企画提案書の評価にかかる質問には回答できない。

※質問及び回答内容は、随時、障害福祉課ホームページに掲載するため、個別には回答しない。

1.3 企画評価

(1) 評価方法

評価は、評価委員会を開催して行う。

補助候補者の選定にあたっては、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、競争性及び透明性の確保に十分配慮の上、「(2) 評価項目」に基づき、企画提案の内容や事業の実施能力等を評価・採点し、各委員の採点結果を集計した合計点(以下「評価点」という。)の上位から順に補助金の補助候補者として選定する。

なお、評価の結果、評価点が満点の6割未満である場合は選定しない。

(2) 評価項目

以下6項目とする。

ア 業務履行の確実性

イ 相談体制

ウ 受け入れ体制

- エ メンタルヘルスケアに関する理解
- オ 利用者の社会参加を促進するための提案
- カ 費用の妥当性

(3) 評価委員会

ア 開催日時・場所

令和4年3月29日(火)(予定)(詳細は、提案者に別途通知する)

※場所は和歌山市内を予定

イ 企画提案(予定)

プレゼンテーション 約20分(提案件数により調整する)

評価委員からの質疑 約10分(提案件数により調整する)

なお、プレゼンテーションは企画提案書に加えて、追加資料に基づき説明することやパワーポイント等のソフトを使用し、プロジェクターによる説明を行うことも可能とするが、パソコン等必要な資機材は各自持参すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは当方で準備する。

ウ プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を受理した順番とする。

エ プレゼンテーションへの出席者数

出席者は3名以内(補助者を含む。)とする。

オ 注意事項

(ア) 提案者が、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することは認めない。

(イ) 指定の時間に遅れた場合には、評価対象としない。

(4) 評価結果についての通知

採用・不採用にかかわらず書面により通知する。

(5) 評価結果の公表方法及び内容

評価結果は、選定後、障害福祉課のホームページにおいて次の内容を公表する。

ア 全提案者の名称

イ 補助候補者の名称

ウ 補助候補者の選定理由

(6) その他

ア 提案者が6の圏域内で1者の場合

提案者が6の圏域内で1者の場合においても、評価委員会における評価の結果、評価点が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を補助候補者に選定する。

イ 評価点と同じ提案者が複数いる場合

評価項目のうち「ア 業務履行の確実性」と「イ 相談体制」の合計点数が高い方の企画提案を上位とする。

「ア 業務履行の確実性」と「イ 相談体制」の合計が同点の場合は、「ア 業務

履行の確実性」の合計点数が高い方の企画提案を上位とする。

さらに、「ア 業務履行の確実性」の合計が同点の場合は、「エ メンタルヘルスケアに関する理解」、「ウ 受け入れ体制」、「オ 利用者の社会参加を促進するための提案」及び「カ 費用の妥当性」の順に合計点数が高い方の企画提案を上位とする。

なお、いずれも同点の場合は、評価委員の協議により決定する。

1.4 失格の要件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 「8 参加資格要件」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提案者に次の行為があった場合
 - ア 委員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めること
 - イ 他の提案者と応募提案の内容又は意思について相談を行うこと
 - ウ 補助候補者の選定終了時まで、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 企画提案書に虚偽の記載を行うこと
 - オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

1.5 補助の解除

補助開始後であっても、次の場合には補助を解除し、補助事業者を変更することがある。

- (1) 企画提案書の内容に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 企画提案書の内容に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、補助事業を継続するに耐えられない業務がある場合

1.6 問い合わせ先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

担当：萬谷

住所：〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話：073-441-2641 FAX：073-432-5567